

「デジタル技術を活用した届出のあり方について」

令和3年10月8日
総務省自治行政局

転出届について

住民登録法における転出時の取扱いについて

- 住民基本台帳法の前身である住民登録法は、国外転出者にのみ、国外移住届の届出義務を課し（同法第25条）、国内転出者については、転出地市町村への転出の届出義務は課されていなかったが、住民が転出する場合には、国民健康保険又は国民年金の被保険者資格喪失届、選挙人名簿の登録・未登録証明書交付申請等の手続を行わなければならないこととされており、實際上、転出地市町村に対して何らかの届出が必要とされていた（全訂住民基本台帳法逐条解説）。

◎住民登録法（昭和26年法律第218号）（廃止）（抄）

（記載事項）

第四条 住民票には、左の事項を記載する。

- 一 氏名
- 二 出生の年月日
- 三 男女の別
- 四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主との続柄
- 五 戸籍の表示。但し、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨
- 六 住所
- 七 住所を定めた年月日
- 八 一の市町村の区域から他の市町村の区域に住所を変更した者については、従前の住所

（記載）

第六条 市町村の区域内で世帯を設けた者があるときは、その世帯の住民票を作製しなければならない。

2 一の世帯について住民票を作製した後にその世帯に入った者があるときは、その住民票にその者に関する記載をしなければならない。

3 住所地の変更があつたときは、新住所地の市町村は、前二項の規定による手続をした後遅滞なくその旨を従前の住所地の市町村に通知しなければならない。

（転入届）

第二十二条 あらたに市町村の区域内に住所を定めた者については、住所を定めた日から十四日内に転入届をしなければならない。但し、出生の場合は、この限りでない。

2 届書には、第四条に規定する事項を記載しなければならない。

（転居届）

第二十三条 一の市町村の区域内で住所を変更した者については、新住所を定めた日から十四日内に転居届をしなければならない。

2 届書には、新住所の外従前の住所及び新住所を定めた年月日を記載しなければならない。

（変更届）

第二十四条 前二条の場合を除く外、住民票に記載した事項に変更を生じたときは、その日から十四日内に変更届をしなければならない。但し、戸籍に関する届出、申請書その他の書類の受理又は職権による戸籍の記載に基いて住民票の消除又はその記載の更正をすべき場合及び行政区画、土地の名称又は地番号に変更があつた場合は、この限りでない。

2 届書には、変更した事項及び変更の年月日を記載しなければならない。

（国外移住届）

第二十五条 国外に移住する目的で住所を去る者については、あらかじめ国外移住届をしなければならない。

2 届書には、移住先を記載しなければならない。

転出届の沿革について①

- 住民登録法の時代においては、住民登録、国民健康保険、国民年金、選挙等の各種の行政ごとに別々に住民に対して届出義務を課し、あるいは市町村において住民の状態を調査し、これらに基づき各行政ごとに台帳を作成することとされていたため、以下のような問題が指摘されていた。
 - 行政機関に対する住民からの届出は、必要最小限度にとどめるとともに、窓口の一元化、事務処理期間の短縮化等あらゆる措置を講じ、できるだけ住民の負担の軽減を図る必要があるにもかかわらず、住民の市町村に対する届出に関する制度が各種行政ごとに重複し、かつ、不統一である。
 - 住民の台帳に関する制度について、個々の行政ごとに、届出又は調査の結果に基づいて多数の台帳を調製することとされており、市町村における事務処理を複雑にしているのみならず、一元的な住民の実態把握を妨げている等の問題がある。
- このため、以下のような基本方針のもとに、住民台帳制度の合理化を図ることが適当とされた（住民台帳制度合理化調査会「住民台帳制度の合理化に関する答申」（昭和41年3月18日））。
 - ① 各種の台帳を統合し、新たに住民基本台帳を設け、これを各種行政の基本とすること。
 - ② 各種の届出を極力統合すること。
 - ③ 住民基本台帳を各種行政の基本とするため、常時誤りを発見して、訂正するための措置を講ずるとともに、毎年定期的に住民の実態の調査を実施すること。
 - ④ 住民台帳に関する基本法を制定すること。
- 上記答申を踏まえ、「市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行なう住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進し、あわせて国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする」（制定時の住民基本台帳法第1条）住民基本台帳法が制定された。

転出届の沿革について②

- 住基法は、第1条に規定された法の目的を実現するため、第21条において、市町村の住民の住所又は世帯若しくは世帯主の変更及びこれらに伴う権利又は義務の異動その他の住民としての地位の変更に関する市町村の執行機関に対する届出等は、すべて住基法の第四章及び第四章の三に定める届出（転入届、転居届、転出届、世帯変更届等）によって行うべき旨の基本原則を明らかにしている。
- そして、この基本原則を具体化するために、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法、国民年金法及び児童手当法施行規則において、転入、転出等の住民としての地位の変更に伴い市町村長への届出が義務付けられているものは、住基法の規定による届出をもってその法令の規定による届出が行われたものとするみなし規定が設けられ、届出の簡素化が図られている（「全訂住民基本台帳法逐条解説」参照）。

事務の名称（根拠法令）	転出届との関係
国民健康保険の被保険者の資格の喪失の届出（国民健康保険法第9条第14項）	転出届があったときは、左記の届出があったものとみなす。
後期高齢者医療の被保険者の資格の喪失の届出 （高齢者の医療の確保に関する法律第54条第10項）	転出届があったときは、左記の届出があったものとみなす。
介護保険の保険者の資格の喪失の届出（介護保険法第12条第5項）	転出届があったときは、左記の届出があったものとみなす。
国民年金の被保険者の資格の喪失の届出（国民年金法第12条第3項）	転出届があったときは、左記の届出があったものとみなす。
児童手当の受給事由消失の届出（児童手当法施行規則第8条）	転出届があったときは、左記の届出があったものとみなす。

- また、選挙人名簿については、市町村は、選挙人名簿に登録された者が、市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合等には、直ちに選挙人名簿にその旨を表示し（公職選挙法第27条第1項）、その者が、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4ヵ月を経過したとき等は、直ちに選挙人名簿から抹消（同法第28条）するものとされている。⁴

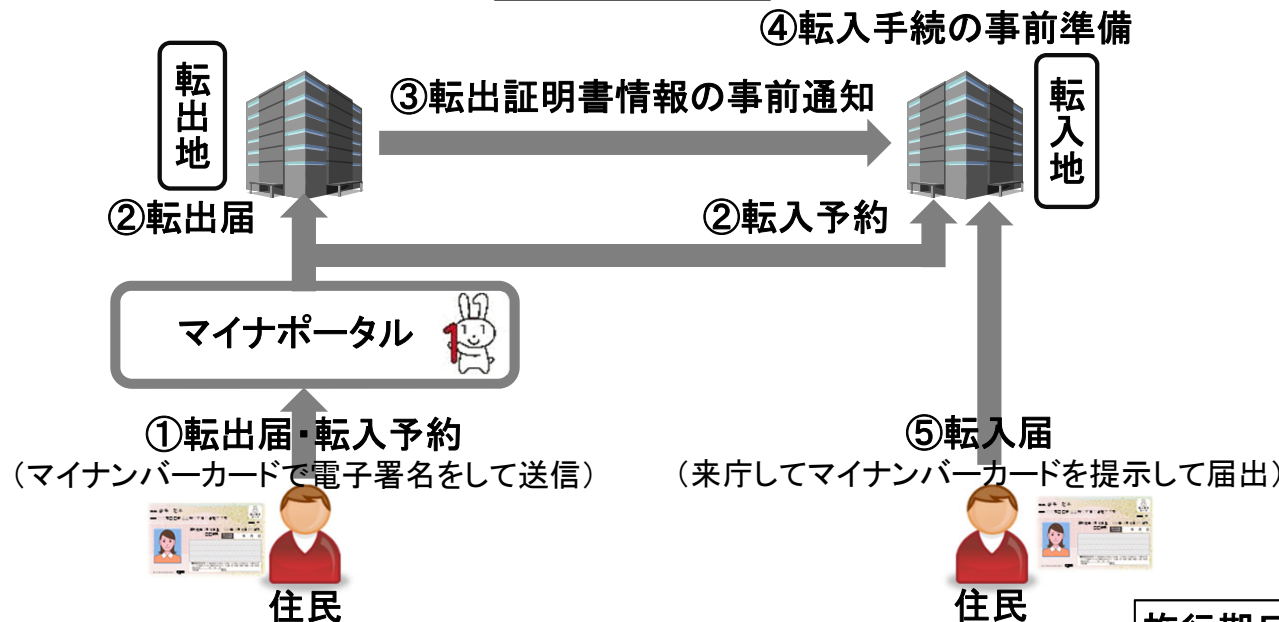
改正の背景

- 住民基本台帳制度における転出・転入手続に当たっては、転出地市区町村で転出証明書を受け取り、転入地市区町村で転入届とともに提出する必要があるが^(※)、住民の来庁負担の軽減が課題であるほか、転入時における住民登録及び住民登録に関連する一連の事務（国民健康保険、児童手当など）の処理に多くの時間を要している。
- ※ 現行法上、マイナンバーカード所持者が手続を行う場合には、転出証明書は不要。

住民基本台帳法の一部改正

マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など）により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。

手続の流れ



制度改正の効果

- ① 〈住民サービスの向上〉
窓口で届出書類を作成する手間の軽減、手続に要する時間の短縮
- ② 〈市町村の事務の効率化〉
窓口混雑が緩和されるとともに、あらかじめ通知される転出証明書情報を活用した事前準備により、転入手続当日の事務負担が軽減

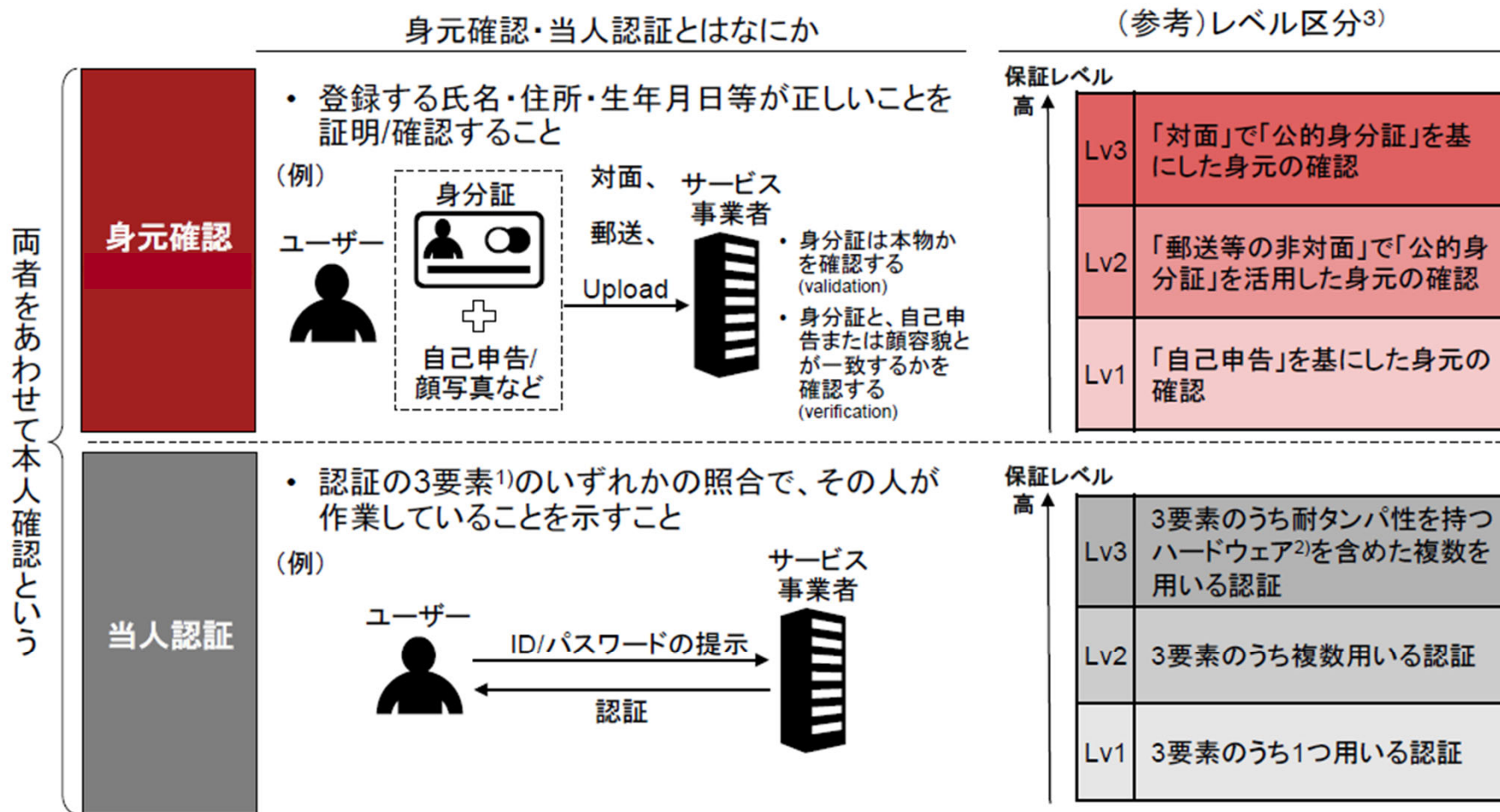
施行期日：公布の日から2年以内で政令で定める日

転入届・転居届のオンライン化について

オンラインによる本人確認について

1. 「身元確認」の「当人認証」との区別

「身元確認」は、ユーザー本人の実在性を確認し、「当人認証」は、ユーザーの行為を確認する。通常両方の組み合わせを通じて「本人確認」が行われている。



1) 認証要素は「生体」(顔・指紋など)・「所持」(マイナンバーカードなど)・「知識」(パスワードなど)に分かれる

2) マイナンバーカードなど、内部の情報に対する不正な読み出しが困難である物理装置

3) 「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(2019年2月CIO連絡会議決定)のレベル区分

行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン (平成31年2月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

6/30 実務者部会 資料3
を加工

概要

デジタル・ガバメント実行計画(平成30年7月20日閣議決定)※に基づき、各種行政手続をデジタル化する際に必要となるオンラインでの本人確認に対する考え方及び手法をまとめたもの。

※ 「電子認証に関しては、近年技術的標準の検討も進んでおり、国際的な標準化(米国 NIST SP800-63-3等)とも整合性を持った取組を推進する必要がある。」とされている。

(NIST: National Institute of Standards and Technology (米国国立標準技術研究所)
SP800-63-3: 「デジタルアイデンティティガイドライン」)

オンラインによる本人確認の手法を決定するための流れ(個人の場合)

①オンラインによる本人確認が必要であると判断した場合、当該本人の何を認めることを目的としているかを特定

②対象となるオンライン手続で想定される脅威についてリスク評価

③リスク評価に基づき、オンライン手続の認証強度として求められるレベル(保証レベル)を判定

④判定した保証レベルに対応する本人確認の手法を決定

・身元確認保証レベル (IAL: Identity Assurance Level)
・当人認証保証レベル (AAL: Authentication Assurance Level)
の2種類で判定

身元確認

手続の利用者の氏名等を確認するプロセスのこと。この確認プロセスは、一般的には、個人の場合、氏名、住所、生年月日、性別、法人等の場合、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号等について、当該情報を証明する書類の提示を求めるなどにより実施される。

当人認証

ある行為の「実行主体」と、当該主体が主張する「身元識別情報」との同一性を検証することによって、「実行主体」が身元識別情報にあらかじめ関連付けられた人物(あるいは装置)であることの信用を確立するプロセスのこと。認証情報の確認方法により、**単要素認証**(単一の認証情報によって、利用者本人であることを確認する当人認証方法。例えば、IDと紐付けて、パスワード(≒本人だけが記憶している情報)、所有物、指紋、虹彩といった生体情報等のいずれかを用いる方法がある。)と**多要素認証**(記憶、所有物、生体情報の各要素のうち、複数の認証情報を組み合わせることで、利用者本人であることを確認する当人認証方法。例えば、パスワード(≒本人だけが記憶している情報)とワンタイムパスワード(ワンタイムパスワードを発行できるスマートフォンを所有していることを確認する。)を組み合わせる方法がある。)の2つに大別する。

身元確認保証レベル・当人認証保証レベル (行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン)

表 2-1 身元確認保証レベル

身元確認保証レベル	レベルの定義
レベル 1 (IAL1)	身元識別情報が確認される必要がなく、身元確認の信用度がほとんどない。身元識別情報は、自己表明若しくは自己表明相当である。
レベル 2 (IAL2)	身元識別情報が遠隔又は対面で確認され、身元確認の信用度が相当程度ある。
レベル 3 (IAL3)	身元識別情報が特定された担当者の 対面 で確認され、身元確認の信用度が非常に高い。

表 2-2 当人認証保証レベル

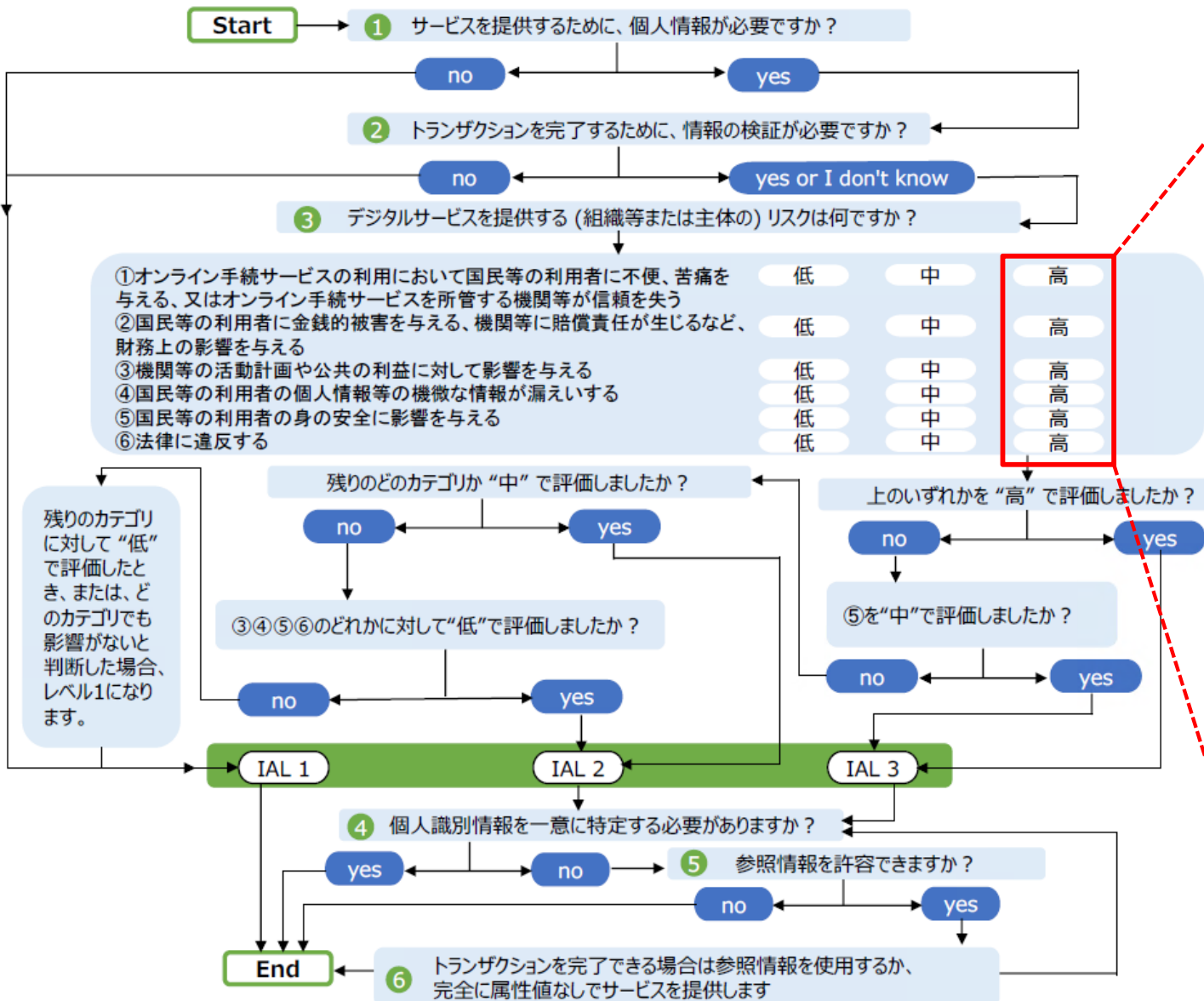
当人認証保証レベル	レベルの定義
レベル 1 (AAL1)	認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、単要素若しくは複数要素を使うことにより、当人認証の信用度がある程度ある。
レベル 2 (AAL2)	認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、複数要素を使うことにより、当人認証の信用度が相当程度ある。
レベル 3 (AAL3)	認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、 耐タンパ性を有するハードウェア を含む複数要素を使うことにより、当人認証の信用度が非常に高い。

(出典) NIST「デジタルアイデンティティガイドライン (SP800-63-3)」より作成

〔 ※ 耐タンパ性 : 内部の情報に対する不正な読み出し、改ざんなどの攻撃が困難であることを示す度合いのこと 〕

オンラインによる転入届の身元確認保証レベル (IAL) の選択 (行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン)

図 A-10 NIST SP800-63-3 の IAL の選択概要図

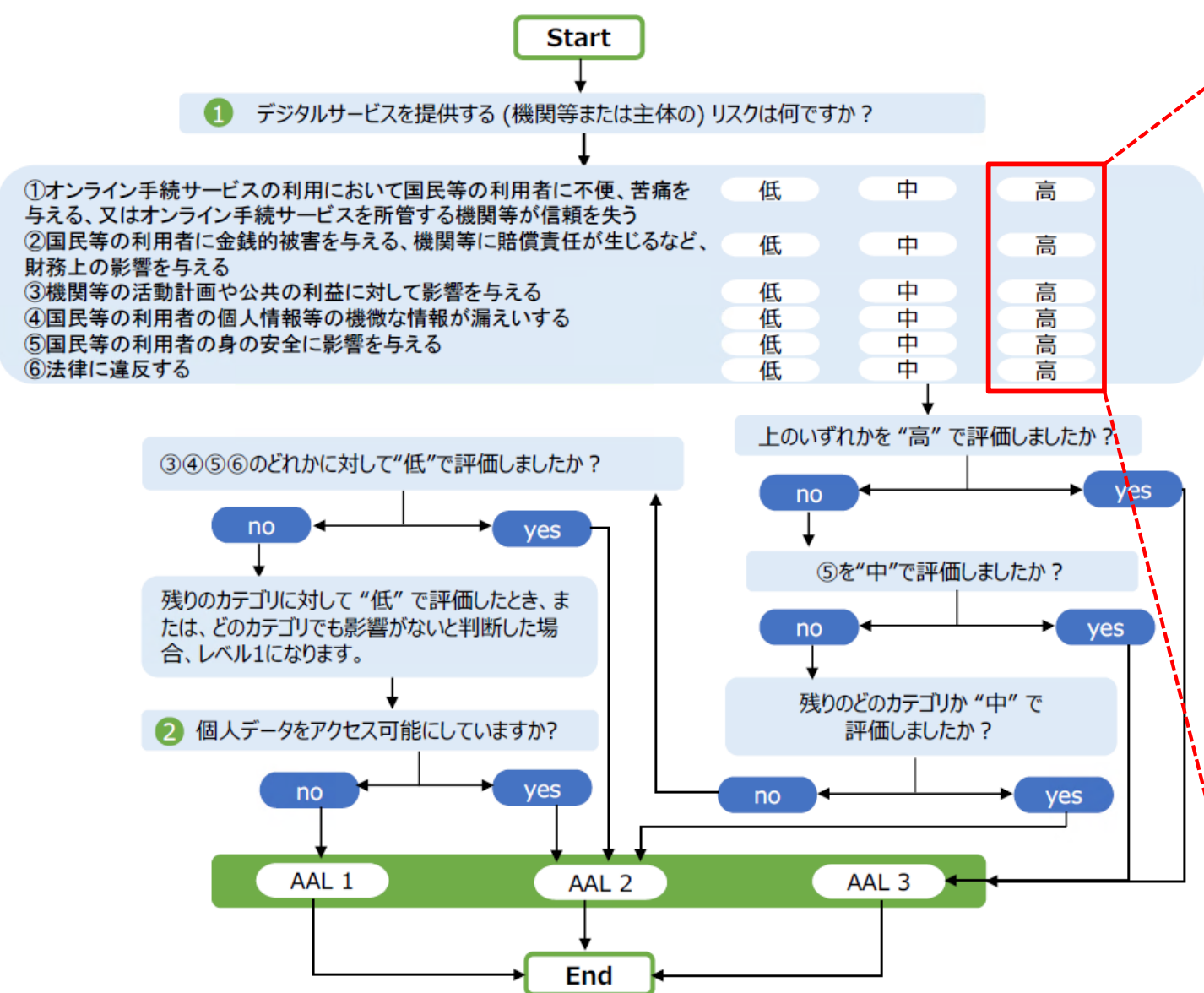


各リスクの種類による影響度の導出レベルが「高位」に該当する内容 (表A-4~A-9)	
①	深刻又は長期間の不便や苦痛又は、利用者や機関等の地位や評判に対する影響がある。この影響は、特に深刻な影響や多くの利用者に影響する状況をいう。
②	利用者や機関等の壊滅的な財務上の損失、若しくは機関の深刻又は壊滅的な賠償責任が生じる。
③	機関等の運営又は資産、若しくは公共の利益に対する重大又は壊滅的な悪影響がある。重大又は壊滅的な悪影響の例としては以下が考えられる。(i)機関等の主要な機能の1つ以上が実施できない状態が継続し、業務能力の激しい劣化又は喪失が生じている。(ii)機関等の資産又は公共の利益の際立った損害が生じている。
④	公開許可のない個人情報、政府の機密情報又は企業秘密の公開により、機関等の活動や試算、又は利用者に致命的又は解決的な機密性損失の悪影響をもたらすことが予測される。
⑤	深刻な負傷又は死亡の影響を与える。
⑥	法執行の計画で、特に重要とされている民事上又は刑事上の法律違反のリスクがある。

⇒ 転入届について、仮に個人情報漏洩し、不動産や金融の手続等における悪用や、DV等の加害者への情報漏洩等に発展すると、住民の地位や評判に対する深刻な影響、壊滅的な財務上の損失、致命的又は壊滅的な機密性損失、深刻な負傷又は死亡等が生じ得ることから、リスクの影響度のレベルは高位であり、身元確認保証レベルはレベル3が要求される。

オンラインによる転入届の当人認証保証レベル（AAL）の選択 （行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン）

図 A-12 NIST SP800-63-3 の AAL の選択概要図



各リスクの種類による影響度の導出 レベルが「高位」に該当する内容（表A-4～A-9）	
①	深刻又は長期間の不便や苦痛又は、利用者や機関等の地位や評判に対する影響がある。この影響は、特に深刻な影響や多くの利用者に影響する状況をいう。
②	利用者や機関等の壊滅的な財務上の損失、若しくは機関の深刻又は壊滅的な賠償責任が生じる。
③	機関等の運営又は資産、若しくは公共の利益に対する重大又は壊滅的な悪影響がある。重大又は壊滅的な悪影響の例としては以下が考えられる。 (i)機関等の主要な機能の1つ以上が実施できない状態が継続し、業務能力の激しい劣化又は喪失が生じている。(ii)機関等の資産又は公共の利益の際立った損害が生じている。
④	公開許可のない個人情報、政府の機密情報又は企業秘密の公開により、機関等の活動や試算、又は利用者にとって致命的又は決定的な機密性損失の悪影響をもたらすことが予測される。
⑤	深刻な負傷又は死亡の影響を与える。
⑥	法執行の計画で、特に重要とされている民事上又は刑事上の法律違反のリスクがある。

⇒ 転入届について、仮に個人情報漏洩し、不動産や金融の手続等における悪用や、DV等の加害者への情報漏洩等に発展すると、住民の地位や評判に対する深刻な影響、壊滅的な財務上の損失、致命的又は壊滅的な機密性損失、深刻な負傷又は死亡等が生じ得ることから、リスクの影響度のレベルは高位であり、当人認証保証レベルはレベル3が要求される。

選択したレベルに対応する本人確認の手法例の選択 (行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン)

表 2-3 保証レベルと手法例の対応付け² (個人)

必要な保証レベル		オンラインによる手法例
身元確認保証レベル	当人認証保証レベル	
レベル3 対面での身元確認	レベル3 耐タンパ性が確保されたハードウェアトークン	レベルA
レベル2 遠隔又は対面での身元確認	レベル2 複数の認証要素	レベルB
レベル1 身元確認のない自己表明	レベル1 単一又は複数の認証要素	レベルC
該当しない	該当しない	レベルD

表 2-4 手法例と実現できること・特徴の対応表 (個人)

	オンラインによる手法例	実現できること・特徴
レベルA	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード (公的個人認証：署名用電子証明書) による身元確認でアカウントを作成し、アカウント作成後はマイナンバーカード (公的個人認証：利用者証明用電子証明書) の耐タンパ性ハードウェアトークンによる当人認証を実施。 申請データに対するマイナンバーカード (公的個人認証：署名用電子証明書) による電子署名を付与。 ※耐タンパ性ハードウェアトークン例： - PIN+ICカード (マイナンバーカード)	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続の対象者や行政手続を実施している者について、個人の基本4情報を毎回確認している。 マイナンバーカード(公的個人認証：署名用電子証明書)の機能により付与された電子署名を検証することにより、非常に高い信用度で「身元確認」を行っている。また、耐タンパ性を有したハードウェアトークンにより非常に高い信用度で「当人認証」を行っている。

転出届の際に併せて住民が行っている手続の例

項目	内容	根拠法令等
国民健康保険	保険者証の返還	国民健康保険法第9条第9項
後期高齢者医療保険	保険者証の返還	高齢者の医療の確保に関する法律第54条第1項及び第9項
介護保険	保険者証の返還	介護保険法第12条第4項
障害福祉サービス	受給者証の返還	障害者総合支援法第25条第1項第2号及び同法施行規則第20条第1項
軽自動車税（種別割）	原動機付自転車・小型特殊自動車の標識の返納	地方税法第463条の18第3項及び条例
児童扶養手当	住所変更の届出	児童扶養手当法施行規則第6条第1項
区域外就学許可	転出後も引き続き転出地の学校に就学できるようにするための許可申請	学校教育法施行令第9条
印鑑登録	印鑑登録者識別カードの返還	条例

（出典）総務省調べ

転入届・転居届の際に併せて住民が行っている手続の例

項目	内容	根拠法令等
マイナンバーカード・電子証明書	マイナンバーカードの券面の書換え、署名用電子証明書の更新	マイナンバー法第17条第2項～第4項、公的個人認証法第15条第1項第2号・第12条第1号・第3条
在留カード	在留カードの券面の書換え	出入国管理及び難民認定法第19条の9
国民健康保険	資格取得の届出※、保険者証の交付等※	国民健康保険法第9条第1項・第2項、同法施行規則第2条・第4条・第10条
後期高齢者医療保険	資格取得の届出※、保険者証の交付等※	高齢者の医療の確保に関する法律第54条第1項・第3項、同法施行規則第23条
介護保険	資格取得の届出※、保険者証の交付※、要介護及び要支援認定の引継ぎ申請※	介護保険法第12条第1項・第3項、第12条第1項・第5項、第36条
障害福祉サービス	支給申請※、受給者証の交付※	障害者総合支援法第20条第1項・第22条第8項
国民年金	資格取得の届出※	国民年金法第12条第1項、同法施行規則第8条
児童手当	受給資格及び額の認定の申請※	児童手当法第7条、同法施行規則第6条第1項
児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当	住所変更の届出	児童扶養手当法施行規則第6条第2項、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第6条、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第8条
教育・保育給付	小学校就学前子どもの教育・保育給付の資格・区分の認定の申請※	子ども・子育て支援法第20条、同法施行規則第2条
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳	居住地変更の届出、手帳への新住所の記載	身体障害者福祉法施行令第9条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条
区域外就学許可、就学義務猶予申請	区域外就学の届出※、発育不完全等の就学困難者の就学義務猶予又は免除の申請※	学校教育法第18条、同法施行令第9条、同法施行規則第34条
軽自動車税（種別割）	原動機付自転車・小型特殊自動車の標識の交付※	地方税法第463条の18第3項及び条例
印鑑登録	印鑑の登録※	条例

(注) ※は、転入届の際のみに行われている手続